

2013年7月9日
全3頁

みんなの年金について考えよう 第3回

年金給付について～老齢年金編①

金融調査部 研究員
佐川 あぐり

年金といえば、「老後の生活を支えるもの」、というイメージが強いかと思います。ですが、障害を負った時など、現役世代にとっても受給できるケースは多く、本人だけでなく家族の生活も支えるという役割を持っています。そこで、今回は、具体的にどのように年金が給付されるのかについて、解説します。

■年金を受け取ることができるのは、どんなケース？

私たち国民が公的年金を受け取ることができるのは、(1) 老齢になった時、(2) 障害を負った時、(3) 受給者または加入者が亡くなってしまった時の、主に3つのケースに該当した場合となります。それぞれ、(1) 老齢年金、(2) 障害年金、(3) 遺族年金とよばれ、加入する年金制度によって、さらに細かく分類されています（[図表1](#)）。

図表1 加入制度／ケース別における、年金の種類

| 加入する制度 (対象者) | 老齢年金 | 障害年金 | 遺族年金 |
|--------------------|-------------------------|--------|--------|
| 国民年金 (全国民) | 老齢基礎年金 | 障害基礎年金 | 遺族基礎年金 |
| 厚生年金 (民間サラリーマン) | 老齢厚生年金 (特別支給の老齢厚生年金) | 障害厚生年金 | 遺族厚生年金 |
| 共済年金 (公務員) | 退職共済年金 | 障害共済年金 | 遺族共済年金 |

(出所) 厚生労働省ウェブサイトを参考に大和総研作成

【老齢年金】の基本となるのが『老齢基礎年金』です。全国民に共通した年金で、国民年金に一定期間以上加入し保険料を納めた人が対象となるため、厚生年金と共済年金の加入者にも『老齢基礎年金』が支給されます。また、厚生年金と共済年金の加入者については、『老齢基礎年金』に加えて、それぞれ『老齢厚生年金』、『退職共済年金』も支給されます。

【障害年金】、【遺族年金】についても、『障害基礎年金』、『遺族基礎年金』が国民に共通の年金となります。【老齢年金】と同様に、厚生年金と共済年金の加入者は、『障害基礎年金』、『遺族基礎年金』に加えて、それぞれ用意されている年金が支給されます。

さらに、各年金を受け取るための支給要件や、支給開始年齢、年金額などは、それぞれ異なりますので、具体的な内容を確認していきましょう。今回は、【老齢年金】の基本となる『老齢基礎年金』を取り上げます。

■国民に共通する『老齢基礎年金』

『老齢基礎年金』は、65歳から受け取ることができます。ただし、本人の希望により、65歳になる前の支給（繰上げ支給）、または66歳以降の支給（繰下げ支給）を選択することも可能です（繰上げ支給の場合は年金額が減額、繰下げ支給の場合は年金額が増額）。年金を受け取るためには、受給資格期間（保険料を納めた期間と保険料の免除期間などの合計）が25年以上あることが必要です。（平成24年8月10日成立の国民年金法等の一部を改正する法律により、消費税率が10%に引き上げられることを条件に、『老齢基礎年金』を受け取るために必要な受給資格期間を、平成27年10月以降、25年から10年に短縮する予定です。）

支給される年金額は、保険料を納めた期間と金額に応じて決まります。20歳から60歳に達するまでの40年間（480カ月）きちんと保険料を納めた場合、受け取る年金額は1カ月あたり65,541円（平成25年4月～9月）で、これが満額になります。例えば、保険料を納めた期間が30年である場合の保険料額は、49,155円（＝65,541円×30／40）となります。なお、平成22年度において実際に支給された年金額の平均は、1カ月当たり54,596円でした。

図表2 老齢基礎年金を受け取るための条件と年金額

| | |
|--------|--|
| 支給開始年齢 | ・65歳から ※ 本人の希望により、繰上げ支給（60～64歳に受給）、繰下げ支給（66～70歳に受給）が可能。年金額は、繰上げ支給なら減額、繰下げ支給なら増額。 |
| 受給資格期間 | ・25年以上 ※ 保険料を納めた期間 ^(注) と、保険料の免除期間などの合計 |
| 年金額 | <平成25年4月～9月：満額> 65,541円（1カ月） ※ 20～60歳に達するまでの40年納付済の場合 <平成22年度：平均> 54,596円（1カ月） |
| (加算部分) | ・付加年金 ・振替加算 ※ 老齢厚生年金、退職共済年金の配偶者加給の対象となっていた人に、支給。 |

(注) 専業主婦などの第3号被保険者であった期間も含む。
(出所) 厚生労働省ウェブサイトを参考に大和総研作成

また、『老齡基礎年金』に加算される年金には、付加年金や振替加算などがあります。付加年金は、付加保険料（1月あたり400円）を納めていた場合に、付加年金額が上乗せされます。振替加算については、『老齡厚生年金』で加給年金（次回以降で解説します）の対象となっていた配偶者が65歳になって『老齡基礎年金』を受給する際に、加給年金の代わりに支給される年金です。

■保険料の納付が難しい場合は、未納とせずに、免除申請、猶予申請を

国民年金においては、経済的な理由により保険料の納付が難しい場合、申請をすれば、保険料の全額、4分の3、半額、4分の1、の納付が免除される仕組みになっています（一定所得以下の場合）。保険料が免除されると、免除期間がない場合と比べて、ある程度将来の年金額が減額となりますが（全額免除の場合、その期間に対応する年金額は半額、半額免除の場合は4分の3）、『老齡基礎年金』の受給資格期間にはカウントされます。未納としてしまうと、それに対応する年金額はゼロと計算され、その期間は受給資格期間へもカウントされませんので、免除の申請は行った方が良いでしょう（なお、遺族年金、障害年金の支給要件としても重要になります。次回以降、解説します）。

また、保険料の猶予制度もあります。学生を対象とした「学生納付特例制度」は、在学中の保険料が猶予されます。30歳未満の若年者を対象とした「若年者納付猶予制度」は、平成17年4月から平成27年6月までの時限措置であります（平成25年6月19日成立の国民年金法等の一部を改正する法律により、時限措置の期限が平成37年6月まで延長）、保険料の納付が猶予されます。猶予の場合、年金額へは反映されませんが、いずれの制度においても、10年間は猶予された保険料の追納¹が可能で、追納すれば将来の年金額へ反映されます。免除期間と同様に、猶予期間も受給資格期間に含まれますので、特に対象となる若い世代の方々にとっては、こちらの制度を利用することも選択肢の一つといえるでしょう。

以上
（次回予告：年金給付について～老齡年金編②）

1) 「学生納付特例制度」については、学生納付特例期間の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。